

山ノ内町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年3月28日
山ノ内町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

当町は優良な果樹産地であるものの、中山間地に属する農地が主要をなしており、農地の集積や流動化は難しい側面がある。しかしながら農業従事者の高齢化が深刻化する中では、新たな遊休農地の発生が懸念されることから、遊休農地の解消と今後の発生防止に努めながら、担い手へ農地利用の集積・集約化に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、山ノ内町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する長野県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する山ノ内町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	1,224 h a	125 h a	10.2%
目 標 (令和7年3月)	1,210 h a	101 h a	8.3%
3年後の目標 (令和8年3月)	1,208 h a	91 h a	7.5%

※遊休農地の解消目標：農地法（昭和27年法律第229号。以下「農地法」という。）

第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）により把握した同法第32条第1項第1号及び第2号を加えた遊休農地面積とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員及び推進委員は担当区域ごとに、利用状況調査及び同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず適時実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農業者の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付手続きの支援をする。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査によって、再生利用が困難と区別された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。
単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	1,020 h a	271.3 h a	26.6%
目 標 (令和7年3月)	1,020 h a	407.5 h a	29.9%
3年後の目標 (令和8年3月)	1,020 h a	475.7 h a	46.6%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

○ 農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

○ 町、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定等について

○ 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手へ農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化や法人化、新規参入者の受入れを推進するなど地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

○ 農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続きを経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

⑤ 農業関係者との懇談会の開催

○ 地域ごとの農業振興会議を通じ農業関係者等との懇談会の開催に努め、収集した農地の情報を認定農業者や新規参入者へ提供し農地の流動化を進める。
また、必要に応じて出し手となる農家への戸別訪問に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者（個人・法人） / 取得面積
現 状 (令和5年3月)	10 経営体 / 12 h a
目 標 (令和7年3月)	14 経営体 / 16 h a
3年後の目標 (令和8年3月)	16 経営体 / 18 h a

※新規参入の促進目標：1ターン就農者、農地の権利移動を伴う経営移譲者等及び新規法人を新規参入者とし、単年度新規参入経営体及び取得面積の累計値とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

○ 県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び新規参入者を把握し、必要に応じて各地区農業振興会議等とも相談し対応する。

② 新規就農相談会等への参加について

○ 新規就農相談会等に積極的に参加し、情報の収集に努め、町の移住定住促進室とも協力し新規就農に繋げていく。

③ 企業参入の推進について

○ 担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

○ 農業委員及び推進委員は、各地区の農業振興会議等とも協力し、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに後見人の役割を担う。

⑤ 地域おこし協力隊員の就農支援

○ 町内での就農を希望する地域おこし協力隊員を支援し、地域の後継者となれるよう就農及び定住に関するアドバイスを行う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

当町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、町農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置づけられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力